

令和4年度【補充申請】 高梁市競争入札等参加資格審査（物品、役務・業務）申請受付要領

令和3年2月に提出された、令和3・4年度分の「高梁市競争入札等参加資格審査（物品、役務業務）申請」について登録を行っていますが令和4年度（中間年）は、新規資格申請、登録業種の追加申請受付を行います。

○新規で入札参加資格登録を希望される方（新規登録）

○業種の追加を希望される方（追加登録）

上記対象に該当される方で、高梁市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）の取引を希望される方は、次により受付期間内に入札参加資格申請を行ってください。

令和3・4年度分に登録済みの方で、業種の追加のない方は、書類の提出は必要ありません。

1. 入札参加資格審査の申請ができる事業者

申請ができるのは次の要件を満たす事業者の方です。

- (1) 登録申請日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること
- (2) 営業に関し、法律上必要とする資格等を受け、または届出等を行わなければならない場合において当該許認可等を受けている者または当該届出等を行っている者であること
- (3) 国税および地方税を完納していること
- (4) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者で復権を得ない者でないこと
- (5) 高梁市暴力団排除条例（平成23年高梁市条例第35号）第2条に定める暴力団もしくは暴力団員等、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

2. 受付方法

申請書類は簡易書留等、配達記録が行われる方法により**郵送**してください。（市内業者のみ

持参可とします。）

※ 「受付票」（指定様式）も提出ください。

※ 郵送により提出する場合には、封筒に『入札参加資格審査申請書 在中』と朱書き明記し、「受付票」（指定様式）と「切手を貼った返信用封筒」を必ず同封してください。

3. 受付（提出）および問い合わせ先

[受付期間] 令和4年2月1日(火)～令和4年2月28日(月)

(受付時間：午前8時30分～正午および午後1時～5時)

※ 受付は土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は2月28日(月)必着

[受付場所] 〒716-8501 高梁市松原通2043 高梁市役所4階

高梁市役所 総務部 監理課

(TEL：0866-21-0235/FAX：0866-21-0262)

4. 提出書類と注意事項等

- (1) 申請書と添付書類は、別紙「令和4年度 提出書類一覧表（物品、役務・業務）」の番号順に、A4フラットファイル（色指定なし）に編冊のうえ、ファイルの表紙と背表紙に商号名称を記入し提出してください。

※ 申請書は、監理課（高梁市役所 4 階）、各地域局の窓口にあります。また、高梁市ホームページからダウンロードもできます。

(2) 「物品」と「役務・業務」の両方を申請される場合は別冊子とし、それぞれに必要な書類（証明書を含む）を添付してください。

(3) 証明書は写し（コピー）可ですが、発行年月日が令和 3 年 1 月 1 日以降のものとします。

(4) 必要書類の添付ができない場合があれば、理由等その旨を記載した「申立書」（任意様式）を添付してください。

(5) 申請書類に不足、また内容の不備等がないよう確認のうえ提出してください。

※「受付票」と「切手を貼った返信用封筒」が同封されている場合は、「受付票」で書類の不備や不足書類の連絡を郵送で行いますが、同封されていない場合は、不備や不足書類の連絡は行いません。

※書類の不備や不足書類の連絡を受けた場合には、受付期間内（令和 4 年 2 月 2 8 日必着まで）に提出（FAX 不可）してください。期日を過ぎた場合は受付できません。

※「受付票」の返信は郵送となることに加え、審査にも数日要することがあるため、申請期限に余裕をもって申請してください。

(6) 所定の様式がある場合は、必ず所定の様式でご提出ください。

(7) 国税の納税証明書の請求は、e-Tax を使ったオンライン請求で行うことができます。オンライン請求の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(8) 県税の納税証明書は、所轄の県民局、都道府県税窓口で請求してください。

(9) 組合等組織化した団体で申請される場合は、構成員名簿を添付してください。

5. 登録の有効期間

令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 3 1 日 （1 年間）

6. 資格を得ると

「高梁市物品調達等競争入札参加有資格者名簿」に登載して、市が競争入札や見積合わせ等により、物品の購入や業務の委託等を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、指名や契約を約束するものではありません。

7. 資格の取り消しについて

名簿に登載された方が、次のいずれかに該当することとなったときは、その資格が取り消されますのでご注意ください。

- (1) 1 に規定している要件に該当しなくなったとき
- (2) 申請書の重要な事項について虚偽の記載をして資格を得たとき
- (3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき

8. 変更届

商号や代表者、事務所所在地といった登録内容や資格事項に変更のあった場合、または廃業したときは、速やかに「競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届」（物品：様式第 9 号、役務・業務：様式第 10 号）を提出してください。

9. 市内事業者の皆さんへのお知らせ

1 件の予定価額が 10 万円未満の少額な物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）の取引のみを希望される市内業者の方は、申請手続きが簡易な「高梁市少額物品調達契約希望者簡易登録制度」がありますので、ご活用ください。（詳細は、高梁市ホームページをご確認ください。）